

食品安全委員会（第571回会合）議事概要

日 時：平成27年7月28日（火） 14：00～15：48

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道1名、行政機関1名、一般1名

議事概要

（1）添加物専門調査会における審議結果について

- ・「硫酸亜鉛」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「テブコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ビシクロピロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルオピラム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「プロメトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ベンゾビンジフルピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「NZYM-R0株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「チアメトキサム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「チアメトキサムの一日摂取許容量を0.018 mg/kg 体重/日と設定し、急性参考用量は0.5 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬及び動物用医薬品「ジフルベンズロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジフルベンズロンの一日摂取許容量を0.02 mg/kg 体重/日と設定し、急性参考用量は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・器具・容器包装「ポリエチレンナフタレート（PEN）を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、食品衛生法に基づく個別規格は設定されていない現状を踏まえると、従来からの使用方法の変更や使用量の増加等がない限りにおいて、規格を新たに設定しても健康影響が生ずるリスクが高まるとは考えられない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・プリオン「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「月齢制限とSRMの範囲について、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) 食品安全関係情報（6月20日～7月3日収集分）について

→事務局から報告。

　　欧洲食品安全機関（EFSA）が公表した、小売段階における包装済の水産製品に適用される輸送時及び保管時の温度の評価に関する科学的及び技術的支援に係る科学報告書の概要を報告。